

指定管理者 審査基準(長久手市田園パレー交流施設(あぐりん村)) 令和6年8月23日訂正版

番号	選定基準	審査項目	審査の観点	配点
1	住民の平等な利用を確保することができるものであること	住民の施設の平等な利用の確保 (様式3-1)	・事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか。	10点
			・施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか。	
			・障がい者、高齢者、子ども等の施設利用に配慮がされているか。	
2	関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができるものであること	適正な管理運営 (様式3-2) (様式3-3)	・市が求めている内容が事業計画書に盛り込まれているか。	10点
			・関係する法令、条例及び規則を理解しているか。	
			・施設の管理運営方針は健全なものであると認められるか。	
			・施設の維持管理、安全管理をどのように行っていくのが明確になっているか。	
3	施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができるものであること	設置目的の効果的な達成 (様式3-4) (様式3-5)	・利用者へのサービス向上のための取り組みがなされているか。	25点
			・利用者対応(接遇)の向上のための取り組みがなされているか。	
			・利用者の意向、要望を施設運営に取り入れるための取り組みがなされているか。	
			・施設の利用を促進する計画(広報等)となっているか。	
		効率的な管理運営 (様式3-6) (様式3-7)	・管理運営経費の節減に創意工夫を凝らしているか。	15点
			・収入支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	
・必要な経費は見積もられているか。				
4	指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること	物的能力 (様式3-8-1・2) (様式4) (貸借対照表) (損益計算書)	・安定した財務状況であるか。	10点
			・公共施設等管理基金負担金について、400万円を上回る金額の提案がある場合、提案金額は妥当であるか。	
			・必要な機材等の確保はされているか。	
		人的能力 (様式3-9) (様式3-10) (様式3-11)	・施設運営に必要な組織体制の構築及び人員の確保がなされているか。	15点
			・施設運営にあたり、有資格者や経験者等の人員を確保しているか。	
			・職員の指導育成、研修体制は確保されているか。	
		その他の能力 (様式3-11) (様式3-12) (様式3-14) (様式5-1、5-2)	・危機管理(苦情処理、災害時対応等)の処理体制は構築されているか。	10点
			・危機管理の処理体制についての研修計画は盛り込まれているか。	
			・類似施設を良好に管理運営した実績はあるか。	
5	指定管理業務を通じて取得した個人情報に関する情報の適正な取扱いを確保することができること	個人情報保護、情報公開 (様式3-13)	・個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか。	5点
合 計				100点